



平成 25 年 4 月 11 日

各 位

東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
デ イ ッ プ 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO (最高経営責任者) : 富 田 英 揮
(コ ー ト ` 番 号 : 2 3 7 9 東 証 マ ザ ー ズ)
《問合せ先》
執行役員 管理本部長 : 渡 辺 永 二
(TEL 03-5114-1177)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 5 月 25 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) につきまして事業目的を追加するものであります。

第 2 に、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 13 条 (招集権者及び議長) 及び第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長) につきまして、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものです。

最後に、当社の経営体制における柔軟性を確保するため、現行定款第 22 条 (代表取締役、役付取締役、最高経営責任者及び最高執行責任者) につきまして変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (条文省略) (目的)	第 1 条 (現行どおり) (目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~21. (条文省略) (新設)	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~21. (現行どおり) <u>22. インターネットを用いた商品・サービスの販売及び販売</u>
<u>22.</u> (条文省略)	<u>23.</u> (現行どおり)
第 3 条~第 11 条 (条文省略)	第 3 条~第 11 条 (現行どおり)
	<u>事務代行事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者（CEO）</u>が招集し、議長となる。<u>最高経営責任者（CEO）</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (条文省略) (代表取締役、役付取締役、<u>最高経営責任者及び最高執行責任者</u>)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>4. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から<u>最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者（CEO）</u>が招集し、議長となる。<u>最高経営責任者（CEO）</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり) (代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から<u>最高経営責任者（CEO）</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第48条 (現行どおり)</p>

以上